

税金 税金の「今」
トレンド! かわかる!
ZEIKIN
TREND

申告書等を紛失したときの
閲覧、取得の便利なサービス

申告書等情報取得サービスとは



引っ越しや災害により過去の確定申告書等の控えを紛失した場合はどうしたら良いでしょうか。個人の方の場合、従来は、所轄の税務署に開示請求や閲覧サービスを利用して申告書等を確認していましたが、開示請求は料金や時間がかかる、閲覧サービスは申告書等の一部がマスキングされるというデメリットがありました。

そこで令和4年5月に開始されたのが、「申告書等情報取得サービス」です。税務署に出向くことなく、e-Taxで確認できますので大変便利です。手数料は無料、電子申告、書面での申告のいずれも対象となっています。過去の申告書等が必要な方は、間もなく始まる確定申告に備え、早めに申請・取得されることをお勧めいたします。

1 申告書等の情報を取得する方法は4つ

申告書等の情報を入手する方法はいくつかありますが、それぞれ、メリット・デメリットがありますので、状況に応じて使い分けると良いでしょう。

① 個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示請求

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出したイメージのまま受け取りたい場合に利用されることが多い方法です。しかし、④申告書等情報取得サービスでも同様の情報を得られることになりましたので、マイナンバーカードをお持ちであれば、④の方法が早くて便利です。開示請求については、④でもご説明します。

② e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードする方法

電子申告を利用して申告書を提出した場合は、この方法が最も便利です。e-TaxソフトWeb版にログインすると、PDF形式で申告書等を表示することができます。書面で提出した場合は、この方法を利用できません。

※利用するにはマイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

③ 申告書等閲覧サービス

税務署に出向いて、提出した申告書等を閲覧する方法です。申告書に記載された内容を紙に書き写す、カメラで撮影するなどの方法がありますが、情報によってはマスキングされてしまいますので、必要とする部分の情報が得られない場合があります。

令和4年5月から始まった新サービス

④ 申告書等情報取得サービス

e-Taxで情報の依頼と取得を行うことができます。書面で提出した申告書等にも対応しています。手数料は無料です。ただし、電子証明書入りのマイナンバーカードを持っていること、e-Taxの利用者識別番号を取得していること、取得には一定の期間を要することなどに注意が必要です。②において操作方法をご説明します。



マイナンバー
カード



2 申告書等情報取得サービスの申請・取得方法

※スマートフォンから申請する手順

パソコンやスマートフォンで申請から取得まで、全ての手続きができます。税務署での手続きは不要です。

※詳しい操作方法等は、国税庁ホームページをご確認ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/yokuaru_shutoku-service/02.htm



3 申告書等閲覧サービスと申告書等情報取得サービスの比較

	申告書等閲覧サービス	申告書等情報取得サービス
申請者	納税者等及びその代理人 ※閲覧書類によって代理人の範囲が異なる。	本人 ※代理人や相続人の方は利用できない。
申請手続きに必要なもの	納税者本人であることの確認できる書類 代理人による申請は、代理人の本人確認書類、委任状及びその他の書類(代理人によって異なる) 詳細は、国税庁ホームページ参照 https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/01.htm	本人のマイナンバーカード及び電子証明書
申請にかかる日数等	即日閲覧可能。(繁忙期を除く) 書き写す方法またはデジタルカメラ等で写真撮影が可能だが、納税者の情報など一部がマスキングされることに注意。	申請から取得までには数日かかる。 情報ファイル(PDF)のダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内。
対象となる申告書等	①所得税及び復興特別所得税申告書／②法人税及び地方法人税申告書、復興特別法人税申告書／③消費税及び地方消費税申告書／④相続税申告書／⑤贈与税申告書／⑥酒税納税申告書／⑦間接諸税に係る申告書／⑧各種の申請書、請求書、届出書及び報告書等／⑨納税者が上記の申告書等に添付して提出した書類	所得税確定(修正)申告書、青色申告決算書、収支内訳書 ※直近3年分(令和2年分以降)のみ
手数料	無料	無料

4 参考 開示請求の手続き

開示請求は、開示の実施までに1か月以上かかることもありますので、確定申告が始まってからの請求では間に合わないことに注意が必要です。また、手数料がかかりますので、利用に当たっては、まずは他のサービスを検討してからが良さそうです。

開示請求から開示の実施までの流れ

